

令和6年6月大竹市議会定例会（第3回）議案の概要

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	報告第2号	継続費繰越しの報告について (一般会計) (総務部企画財政課)	○継続費に係る歳出予算の翌年度繰越額 (一般会計) ・大竹駅東西広場整備事業 364,847,400円	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
2	報告第3号	繰越明許費繰越しの報告について (一般会計) (総務部企画財政課)	○繰越明許費に係る歳出予算の翌年度繰越額 (一般会計) ・公共施設照明設備 LED 化事業 4, 500, 000円 ・戸籍総合システム等改修事業 11, 788, 000円 ・物価高騰対策支援事業 72, 170, 000円 ・子育て世帯臨時特別給付金支給事業 300, 000円 ・性被害防止対策事業 1, 350, 000円 ・新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業 6, 347, 050円 ・阿多田漁港施設補修事業 68, 646, 000円 ・橋りょう長寿命化事業(定期点検) 15, 000, 000円 ・橋りょう長寿命化事業(補修調査設計) 7, 000, 000円 ・橋りょう長寿命化事業(補修工事) 46, 965, 000円 ・港町3号線道路施設調査事業 8, 500, 000円 ・小方地区のまちづくり道路設計等事業 18, 000, 000円 ・南栄下白石線交通安全施設整備事業 18, 500, 000円 ・県営事業負担金(道路) 1, 380, 000円 ・一般河川(水路)浚渫事業 56, 900, 000円 ・穂仁原水辺の広場整備事業 14, 700, 000円 ・阿多田中の川河川改修事業 30, 000, 000円 ・立戸地区雨水排水路検討事業 5, 000, 000円 ・浸水対策事業(木野地区) 3, 500, 000円 ・県営事業負担金(砂防) 2, 000, 000円 ・県営事業負担金(港湾) 77, 500, 000円 ・小方地区のまちづくり事業 4, 500, 000円 ・大規模盛土造成地安全対策事業 16, 000, 000円 ・大竹駅周辺整備事業(工事監理業務) 2, 240, 000円 ・大竹駅周辺整備事業(駐輪場等検討業務) 5, 000, 000円 ・大竹駅周辺無電柱化事業 19, 300, 000円 ・御園第1公園整備事業 7, 000, 000円 ・阿多田1号線道路災害復旧事業 32, 000, 000円 ・玖波排水路災害復旧事業 10, 000, 000円	副市長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
3	報告第4号	継続費繰越しの報告について (公共下水道事業会計) (上下水道局業務課)	○建設改良費の継続費繰越額 (公共下水道事業会計) ・大竹下水処理場2系散気装置等改築更新工事 11,000,000円 ・大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務 175,163,000円 ・小方ポンプ場汚水沈砂池機械電気設備改築更新工事 5,333,500円 ・小方ポンプ場雨水ポンプ(No.1)機械電気設備改築更新工事 72,546,500円 ・大竹下水処理場し尿等前処理施設機械電気設備工事業務 77,000,000円	上下水道局 局長
4	報告第5号	予算繰越しの報告について (水道事業会計、工業用水道事業会計 及び公共下水道事業会計) (上下水道局業務課)	○建設改良費の翌年度繰越額 (水道事業会計) ・小方二丁目地内配水管改良工事 45,000,000円 ・岩国大竹道路整備事業に伴う配水管移設改良工事(御園二丁目地区) 28,000,000円 ・防鹿水源地上水1号送水ポンプ逆止弁・吐出弁更新工事 19,800,000円 ・上下水道局庁舎気中開閉器更新工事 924,000円 (工業用水道事業会計) ・防鹿隧道配水池更生工事 44,000,000円 ・工業用水道施設改築更新計画策定業務 6,000,000円 (公共下水道事業会計) ・岩国大竹道路事業に伴う下水道管渠撤去移設工事(R5小方地区) 40,000,000円 ・岩国大竹道路事業に伴う下水道管渠撤去移設工事(R5御園地区) 30,000,000円 ・小島汚水中継ポンプ場No.3汚水ポンプ用コンバータ更新工事 7,100,000円 ・大竹下水処理場No.3次亜供給ポンプ改修工事 3,000,000円 ・大竹下水処理場No.4次亜供給ポンプ改修工事 3,000,000円 ・大竹下水処理場4号ブロワ用電動機整備工事 11,000,000円	上下水道局 局長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
5	報告第6号	大竹市土地開発公社の経営状況について (建設部監理課)	○事業概要（令和5年度） ・公有地処分事業 処分面積 21.05㎡ 3,801,110円 ・その他 土壤汚染調査 2,384,800円 ○収益的収入及び支出 ・収 入 14,239,748円 ・支 出 58,468,915円 ・当期純損失 44,229,167円	副 市 長
6	報告第7号	専決処分の報告について （工事施行協定の変更：大竹駅自由通路等の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事（市負担金額変更）） (建設部都市計画課)	議会の議決を得た工事施行協定の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。 1 工 事 名 大竹駅自由通路及び関連都市施設（以下「自由通路等」という。）の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事 2 工 事 場 所 大竹市新町一丁目、西栄一丁目地内 山陽本線大竹駅341km410m 3 変更前市負担金額 1,829,449,257円 4 変更後市負担金額 1,829,989,220円 5 施 行 期 間 平成30年度から令和5年度まで 6 専決処分年月日 令和6年3月29日 7 相 手 方 (1) 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号 日本貨物鉄道株式会社 執行役員 関西支社長 和氣 総一郎 (2) 大阪府大阪市淀川区西中島五丁目4番20号 西日本旅客鉄道株式会社 大阪工事事務所長 松尾 優	建設部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
7	報告第8号	専決処分の報告について (工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（請負金額変更）) (建設部監理課)	議会の議決を得た工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。 1 工 事 名 大竹駅西口駅前広場整備工事 2 工 事 場 所 大竹市新町一丁目地内 3 履 行 期 限 令和6年7月31日 4 専決処分年月日 令和6年3月27日 5 変更前請負金額 218,790,000円 6 変更後請負金額 209,796,400円 7 請 負 者 広島県広島市西区観音本町一丁目16番22号 株式会社福永建設工業	建設部長
8	報告第9号	専決処分の報告について (工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限変更）) (建設部監理課)	議会の議決を得た工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。 1 工 事 名 大竹駅西口駅前広場整備工事 2 工 事 場 所 大竹市新町一丁目地内 3 請 負 金 額 209,796,400円 4 専決処分年月日 令和6年 5月 7日 5 変更前履行期限 令和6年 7月31日 6 変更後履行期限 令和6年10月31日 7 請 負 者 広島県広島市西区観音本町一丁目16番22号 株式会社福永建設工業	建設部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
9	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (大竹市税条例及び大竹市都市計画税 条例の一部を改正する条例) (市民生活部市民税務課)	1 専決処分した事件 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正 2 専決処分した理由 地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 【第1条関係】大竹市税条例の改正 (1) 市民税関係の改正 ア 第51条第2項関係(市税の減免) 減免の適用を受けるときに、災害における減免を念頭に市長が必要と認める場合に申請書の提出がなくても減免を適用できる旨の規定の新設 イ 附則第5条の5から附則第5条の8まで、附則第6条、附則第14条の3、附則第14条の4から附則第18条の3まで関係(個人市民税の定額減税) 国の経済対策として実施される定額減税に関し、個人の住民税所得割額から定額減税額を控除する次に掲げる規定を設けるもの (ア) 対象者は、個人の合計所得金額が1,805万円以下 (イ) 普通徴収に係る納税通知書には、定額減税額及び定額減税額控除後の納税額を記載すること (ウ) 公的年金等所得者のうち、以前から特別徴収の対象者 10月分の公的年金所得に係る所得割額から定額減税 (エ) 令和6年度以降に特別徴収となる者 10月からの特別徴収の前の6月、8月の普通徴収から定額減税分を控除 (オ) 令和6年度に定額減税の対象とならない同一生計配偶者 令和7年度に定額減税を実施 (カ) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税所得割額の免除 規定の適用後に定額減税分を控除	市民生活 部 長

			(キ) 分離課税分となる上場株式に係る配当所得等、土地譲渡に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得などに係る所得の所得割額は、定額減税適用前に算出する所得割額に含め、税額算定の最後に定額減税分を控除 (2) 固定資産税関係の改正 ア 附則第9条から附則第13条まで（附則第10条の2を除く。）関係 (ア) 令和6年度の評価替えに伴う宅地等及び農地の負担調整の特例措置について、現行の仕組みを継続しつつ、適用期限を3年延長 (イ) 新型コロナウイルス感染症に伴う景気対策として講じた特例措置について、適用年度が終了したことにより削除 イ 附則第8条の3第3項関係 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が、分譲マンションのように各戸区分所有者である場合にマンションの管理組合等から必要書類等の提出があり、一定の要件に該当すると認められる場合は、特例を適用できる旨の規定を新設 ウ 附則第8条の2関係（わがまち特例） (ア) 企業主導型事業所内保育事業に係る特例措置が見直されたことにより規定を削除 (イ) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置において、一定のバイオマス発電設備にかかる課税標準の特例割合を国の参酌基準どおり7分の6とする規定を新設 エ 附則第10条の2関係 用途が前年度と異なる宅地等について、当初から変更後の用途とみなす特例措置の適用期限を3年延長 (3) その他 関係条文の字句及び引用条項の条ずれ等を整理 【第2条関係】大竹市都市計画税条例の改正 (4) (2)固定資産税関係の改正と同様に令和6年度の評価替えに伴う改正及び関係条文の字句及び引用条項の条ずれ等を整理 【共通事項】 (5) 施行期日 令和6年4月1日 4 専決処分年月日 令和6年3月30日	
--	--	--	---	--

	議案番号	件名	内 容	提案説明者
10	認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて （令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）） （総務部企画財政課）	1 専決処分した事件 令和6年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号） 2 専決処分した理由 大竹市土地造成特別会計において繰上充用を行うことについて、令和6年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 712,943千円 ○予算総額 1,513,459千円 （歳入） ・土地売払収入 712,943千円 （歳出） ・前年度繰上充用金 712,943千円 4 一時借入金の補正 ○追加額 713,000千円 ○最高額 1,513,000千円 5 専決処分年月日 令和6年5月21日	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
11	議案第 37 号	大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について (建設部都市計画課)	1 制定の理由 大竹駅周辺における自動車の使用者の利便及び道路交通の円滑化を図ることを目的に大竹市が駐車場を整備し、大竹駅東口送迎用駐車場を令和 6 年 1 0 月 1 日に、大竹駅西口送迎用駐車場を令和 7 年 4 月 1 日に供用開始するため、本条例を制定しようとするもの。 2 制定の主な内容 [第 1 条]設置 [第 2 条]定義 [第 3 条]名称及び位置 [第 4 条]供用時間 [第 5 条]利用の制限 [第 6 条]駐車料金 [第 7 条]駐車料金の減額 [第 8 条]駐車料金の還付 [第 9 条]行為の禁止 [第 1 0 条]標識 [第 1 1 条]管理 [第 1 2 条～第 2 0 条]指定管理者に関する規定 [第 2 1 条]損害賠償 [第 2 2 条]損害の責任 [第 2 3 条]委任 3 附則 (1) 施行期日 令和 6 年 1 0 月 1 日から。ただし、(2)の規定は公布の日から、(3)の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 (2) 準備行為 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる旨を規定 (3) 別表第 1 及び別表第 2 に供用開始時期に合わせ、大竹駅西口送迎用駐車場を加える規定	建設部長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者
12	議案第 38 号	大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について (建設部都市計画課)	1 改正の理由 令和 6 年 3 月定例会において大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定条例を提出し、可決されたが、大竹駅西口駐輪場及び大竹駅東口駐輪場の設置に係る根拠法が異なるので、その内容を明記するとともに、必要な改正を行うため、また、大竹駅東口駐輪場の位置の表記に誤りがあったため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 (1) 大竹駅東口駐輪場が、道路法に規定する道路附属物に該当するため、通常の自転車等駐車場と区別する文言を追加【第 1 条】 (2) (1)の規定を明確にするため、別表第 1 に種別の欄を追加。また、同表の大竹駅東口駐輪場の位置について改正【第 3 条】 (3) 根拠法ごとの使用料の定義を整理【第 1 2 条】 (4) 道路法第 2 4 条の 3 の規定により大竹駅東口駐輪場に設置する標識を明示する規定を追加【第 1 6 条】 (5) その他条ずれによる条項の改正 3 施行期日 令和 6 年 9 月 1 日	建設部長
13	議案第 39 号	財産の取得について（高規格救急自動車（車両）） (建設部監理課)	1 要旨 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 財産について (1) 財産の表示 高規格救急自動車（車両） 1 台 (2) 納入場所 大竹市消防本部（大竹市立戸一丁目 2 番 1 0 号） (3) 契約方式 一般競争入札 (4) 取得価格 2 0, 4 6 0, 0 0 0 円 (5) 相手方 広島県広島市南区比治山本町 1 1 番 1 5 号 株式会社消防防災 広島営業所 (6) 納入期限 令和 7 年 3 月 3 1 日	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
14	議案第 40 号	財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材）） （建設部監理課）	1 要旨 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 財産について (1) 財産の表示 高規格救急自動車（救急用資機材） 1 式 (2) 納入場所 大竹市消防本部（大竹市立戸一丁目 2 番 1 0 号） (3) 契約方式 一般競争入札 (4) 取得価格 2 4, 3 3 0, 2 4 0 円 (5) 相手方 山口県岩国市御庄二丁目 1 0 1 番地の 3 海井医科器械株式会社 (6) 納入期限 令和 7 年 3 月 3 1 日	建設部長
15	議案第 41 号	大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について （市民生活部市民税務課）	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 1 項の規定により、大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、同条第 3 項の規定により市議会の議決を求めるもの。 1 指定する郵便局の名称 大竹木野郵便局 2 指定する郵便局において取り扱う事務 (1) 戸籍（除籍）謄本等の交付の請求の受付及び引渡し (2) 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し (3) 住民票（除票）の写し等の交付の請求の受付及び引渡し (4) 戸籍の附票（附票の除票）の写しの交付の請求の受付及び引渡し (5) 転出届の届出の受付及び転出証明書の引渡し (6) 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し (7) 印鑑登録の廃止の申請の受付 3 取扱期間 令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、当該期間満了の 3 か月前までに、大竹市又は日本郵便株式会社のいずれも事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を更に 1 年延長することとし、以後も同様とする。	市民生活部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者								
16	議案第 42 号	大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について (市民生活部市民税務課)	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 5 項の規定により、大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定（平成 2 8 年 6 月 2 7 日議決）の取扱事務の範囲等を変更するため、市議会の議決を求めるもの。 1 指定する郵便局の名称 阿多田島郵便局 2 指定する郵便局において取り扱う事務 （1） 戸籍（除籍）謄本等の交付の請求の受付及び引渡し （2） 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し （3） 住民票（除票）の写し等の交付の請求の受付及び引渡し （4） 戸籍の附票（附票の除票）の写しの交付の請求の受付及び引渡し （5） 転出届の届出の受付及び転出証明書の引渡し （6） 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し （7） 印鑑登録の廃止の申請の受付 3 取扱期間 令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、当該期間満了の 3 か月前までに、大竹市又は日本郵便株式会社のいずれも事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を更に 1 年延長することとし、以後も同様とする。	市民生活 部 長								
17	議案第 43 号	令和 6 年度大竹市一般会計補正予算 (第 1 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 1 5 9, 8 5 3 千円 (詳細は次頁 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 1 7, 2 0 3, 7 7 8 千円 2 地方債の補正 ○変更 <table><tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="2">限度額</th></tr><tr><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td>社会教育施設整備事業</td><td>89, 700 千円</td><td>94, 300 千円</td></tr></table>	起債の目的	限度額		補正前	補正後	社会教育施設整備事業	89, 700 千円	94, 300 千円	副 市 長
起債の目的	限度額											
	補正前	補正後										
社会教育施設整備事業	89, 700 千円	94, 300 千円										

補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	協働のまちづくり推進事業	1,100				
	地域活動促進事業	3,200	20 諸収入	宝くじコミュニティ事業助成金 （一般コミュニティ）	3,200	
3 民生費	市立保育所等運営管理事業	6,128				
	阿多田保育園運営管理事業	△6,618				
4 衛生費	新型コロナウイルスワクチン予防接種 推進事業	81,599	20 諸収入	新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金	46,812	
	省エネ家電買替支援事業	50,710	14 国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	32,735	
	後飯谷水道施設改修補助事業	2,713	18 繰入金	小方財産区繰入金	1,000	
7 商工費	中小企業経営安定支援事業	20,000	14 国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	20,000	
9 消防費	消防団資機材整備事業	1,021	20 諸収入	宝くじコミュニティ事業助成金 （地域防災組織育成）	1,000	
10 教育費	玖波地域交流施設整備事業	0	14 国庫支出金	都市構造再編集中支援事業国庫補助金	△4,000	財源充当 補正
			21 市債	玖波地域交流施設整備事業債	4,000	財源充当 補正
	学校連携・子どもの居場所づくり事業	0	21 市債	放課後児童クラブ照明設備改修事業債	600	財源充当 補正
			18 繰入金	財政調整基金繰入金	54,506	対応する 歳入のない歳出に 充当
合 計		159,853	合 計		159,853	